

一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

日頃から、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者推薦及び活動へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和 4 年 12 月 1 日を委嘱日として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選を行います。

お手数をおかけいたしますが、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長の皆様のご協力をお願いいたします。

1 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、5 月下旬にルート配送で送付する資料にてご案内いたします。

<手続きの流れ>

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
開催時期	6 月から 8 月にかけて、各地区で開催をお願いします。 ※具体的な推薦手続きについては、5 月下旬にルート配送で送付する資料にてご案内いたします。	
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区福祉保健課にご提出ください。	
委嘱日	令和 4 (2022) 年 12 月 1 日	

2 推薦準備会開催にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 全地区で推薦準備会を開催し、協議のうえ候補者を推薦してください。
※同じ方を推薦（再任）する場合でも、推薦準備会から推薦される必要があります。
- (2) 候補者の選考にあたっては、資格要件（適任者、年齢要件、居住要件（資料 4 参照））をご確認ください。

※年齢要件については、従来通り、民生委員・児童委員は、74 歳までとしています。担い手の確保が年々困難になっている地域のみなさまから要件を緩和してほしいとの御意見を踏まえ、本市としても検討を行ってききましたが、今回は緩和しないこととしました。これまでの検討経過等については、資料 4 別紙を御確認ください。

- (3) 新たな候補者には、民生委員・児童委員及び主任児童委員業務について、十分な御説明をお願いします。

- (4) 推薦準備会推薦人の選出について、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしておりますので、御留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について他の推薦人に御説明いただくことや、推薦準備会における疑義等へ御対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須としています。

3 リーフレットやポスターについて

横浜市民生委員児童委員協議会では、民生委員・児童委員をご紹介しますリーフレットや、PR用のポスターを作成しています。

4 添付資料

- (1) 令和4年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程（資料1）
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の受付図（資料2）
- (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料3）
- (4) 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続（資料4）
- (5) 令和3年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数 一覧（資料5）
- (6) 「民生委員・児童委員」リーフレット
- (7) 「民生委員・児童委員」ポスター

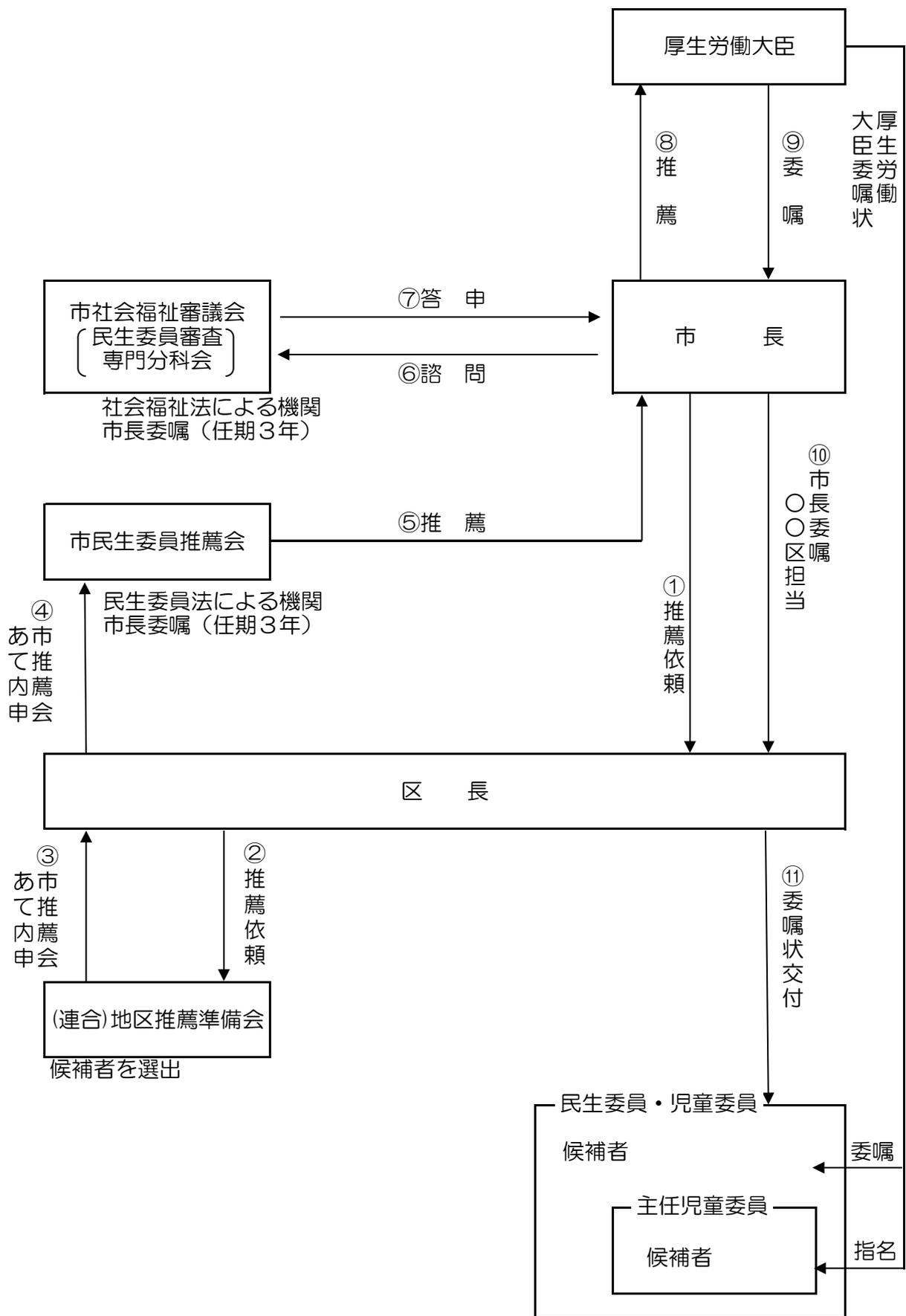
担当：福祉保健課 池田、堀下
電話：320-8436 FAX：324-8703
Email：ni-minsei@city.yokohama.jp

資料 1

令和4（2022）年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和4（2022）年12月1日付け委嘱者
		①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期・・・令和4（2022）年12月 1日から 令和7（2025）年11月30日まで
2月	上旬 中旬 下旬	
3月	上旬 中旬 下旬	
4月	上旬 中旬 下旬	
5月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼
6月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼
7月	上旬 中旬 下旬	連合・地区推薦準備会開催
8月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申
9月	上旬 中旬 下旬	
10月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催
11月	上旬 中旬 下旬	厚生労働大臣あて推薦
12月	上旬 中旬 下旬	令和4(2022)年12月1日付け委嘱

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。
- 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
- 主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員です。
- 横浜市では民生委員・児童委員は200から440世帯に1人、主任児童委員は地区民生委員児童委員協議会ごとに2人（地区の民生委員・児童委員の定数が40人以上の場合は3人）としています。
- 現在は、横浜市全体で約4,500の方が民生委員・児童委員（約4,000人）、主任児童委員（約500人）として委嘱され、活動しています。

【民生委員・児童委員の身分等】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していませんが、活動に必要な交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。

【民生委員・児童委員の役割】

- 日常的な見守りや訪問活動を通じて、支援が必要な方の状況を把握します。
- 介護や子育て、日常生活の困りごとなど、地域住民の方の相談に応じ、必要な助言を行います。
- 支援を必要とする方が福祉サービスや制度を適切に利用するために必要な情報を提供します。
- 必要に応じて行政や関係機関などとのパイプ役になります。

【民生委員・児童委員の活動】

- 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、相談を受けます。
- 福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供します。
- 住民が福祉サービスを必要とした場合、区福祉保健センターや地域ケアプラザ等に連絡し、必要な支援を行います。
- 担当地区内の住民の実態や住民福祉ニーズを把握し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。
- 住民の求める生活支援活動を行い、支援の体制を作っていきます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について関係機関などに意見を提起します。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

【守秘義務】

- 民生委員・児童委員は、民生委員法で守秘義務が課せられています。
- 個別の相談等を通じて知り得た個人の秘密は、民生委員・児童委員を辞めた後も、守る必要があります。

【民生委員・児童委員の地区組織】

- 概ね連合町内会の区域を単位として、当該地区の全民生委員・児童委員を構成員とする地区民生委員児童委員協議会が組織され、関係機関との連絡・調整、情報交換、日ごろの活動や地域の福祉課題の検討などを行っています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
(一斉改選)

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>横浜市会の議員の選挙権を有する 18 歳以上の方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉の仕事に理解と熱意があり、民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができる方 人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である方 担当する地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の誰もが気軽に相談に行けるような方 民生委員・児童委員（主任児童委員）の職務を遂行する際に、個人情報取り扱いについて、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件 (基準日:令和4 (2022)年4月 1日)	<p>◆新任 原則68歳まで 候補者の選出が困難な場合、74歳まで</p> <p>◆再任・元職 74歳まで</p> <p>要件に変更はございません。 詳細は、別紙で説明します</p>	<p>◆新任 原則54歳まで 候補者の選出が困難な場合、58歳まで</p> <p>◆再任・元職 原則60歳まで 候補者の選出が困難な場合、64歳まで</p>
③居住要件	<p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3年 現在の任期:令和4(2022)年11月30日まで 一斉改選の任期:令和7(2025)年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会では民生委員・児童委員を、連合地区推薦準備会では主任児童委員候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼します。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会では推薦準備会推薦人を選出し、「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

（主な記載事項）

- ・候補者氏名、会議の要旨、適任者としての確認事項等

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- ・「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- ・「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- ・「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

民生委員・児童委員の年齢要件について

少子高齢化の加速や生活スタイルの変化等により、地域によっては、民生委員・児童委員の担い手確保が難しく、年齢要件を緩和してほしいとのご要望をいただいている地域があり、市としても課題と認識し、検討を進めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響でコミュニケーションを図ることが難しい状況もあり、引き続き、民生委員・児童委員の皆様と十分にご相談する必要があると考え、次期（令和4年12月）一斉改選では、年齢要件の見直しは行わないこととしました。

一方、次々期（令和7年12月）一斉改選のタイミングでは、団塊の世代が75歳以上となることから、充足率の維持が一層難しくなることが予想されます。

このため、新たな担い手の開拓とともに、元気な高齢者が活動できるよう、次々期一斉改選に向けて、引き続き、民生委員・児童委員の皆様とご相談していきます。

1 次期一斉改選（令和4年12月）の年齢要件

現行のとおり（※）

※新任の方：原則68歳まで 候補者の選出が困難な場合は74歳まで

再任・元職の方：74歳まで

【これまでの検討状況について】

- 令和2年度から3年度にかけて、年齢要件の見直しについて、市民生委員児童委員協議会（市民児協）三役、理事の皆様へのご相談や、区局で意見交換をしてきましたが、見直しについては賛否が分かれていました。
- 民生委員・児童委員の皆様の中にも、候補者となる方の選択肢が増えるので、年齢要件を緩和してほしいというご意見があります。一方、定年がないと推薦を断りづらい、現行の定年までは受ける気持ちがあるが、定年を延ばされてしまうとモチベーション維持が難しくなるといった理由などから反対のご意見もありました。
- このようなご意見を踏まえ市民児協として検討をいただいた結果、令和3年4月に、次期一斉改選での年齢要件は変更しないこととしたいとのご意見をいただきました。
- 市としては、年齢要件の見直しは、現在の民生委員・児童委員の皆様のご理解をいただいたうえで進めていくことが重要であると考えています。
- 特に令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、行政、地域の皆様とともに、コミュニケーションを十分に図ることが難しい状況でありました。そのため、次期（令和4年12月）一斉改選での年齢要件の見直しは行わないこととし、引き続き、次々期（令和7年12月）一斉改選に向けた検討・意見交換を進めていくこととしました。

【今後に向けて】

- ・ 市として、民生委員・児童委員の現在の年齢構成や今後の見通しなどをお示ししながら、ご理解いただける年齢要件の見直しの範囲などについて、民生委員・児童委員の皆様と意見交換を行います。また、地域の皆様にもわかりやすい運用方法などの検討を進めていきます。併せて、民生委員・児童委員の活動内容の改善等についても取り組んでいきます。

2 次期一斉改選（令和4年12月）に向けた活動支援策等

新たな担い手の開拓や継続して活動しやすい環境づくりなど、市民児協とも連携し、区局で次のような取組を進めます。

- ・ 自治会町内会の候補者推薦への支援
新たな候補者探しに向けた民生委員・児童委員のPR・広報
自治会町内会長の皆様向けの説明会 等
- ・ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
協力員などサポーターの活用、ICTの活用推進等、各区の実情に応じた取組への支援
- ・ 民生委員・児童委員の活動PR
「民生委員・児童委員」リーフレットの活用・周知
横浜市版民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジー」の周知 等

令和3年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,193	970	3,021	3,991	529	29	472	501	4,722	999	3,493	4,492
鶴見区	304	80	218	298	34	10	24	34	338	90	242	332
神奈川区	283	53	217	270	36	2	33	35	319	55	250	305
西区	123	31	85	116	12	0	12	12	135	31	97	128
中区	165	31	122	153	26	3	19	22	191	34	141	175
南区	249	65	169	234	33	0	32	32	282	65	201	266
港南区	261	44	200	244	30	1	28	29	291	45	228	273
保土ヶ谷区	254	50	188	238	46	2	39	41	300	52	227	279
旭区	293	65	207	272	40	3	34	37	333	68	241	309
磯子区	214	43	156	199	20	1	16	17	234	44	172	216
金沢区	247	52	181	233	33	0	29	29	280	52	210	262
港北区	373	92	270	362	44	1	43	44	417	93	313	406
緑区	203	49	148	197	23	0	23	23	226	49	171	220
青葉区	297	51	232	283	32	0	30	30	329	51	262	313
都筑区	166	44	113	157	20	3	17	20	186	47	130	177
戸塚区	300	76	216	292	38	2	35	37	338	78	251	329
栄区	149	42	105	147	14	0	14	14	163	42	119	161
泉区	167	61	99	160	24	1	21	22	191	62	120	182
瀬谷区	145	41	95	136	24	0	23	23	169	41	118	159

民生委員・児童委員

～様々な世代の方が地域で活動しています～



民生委員・児童委員とは

それぞれ担当する区域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ「つなぎ役」としての役割を担っています。民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアです。任期は3年で、再任できます。住民の個別の相談を受けるため、民生委員は守秘義務があります。

主任児童委員とは

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。

横浜市内で、約4,500名の方が活動しています。

あなたの仕事や子育ての経験を生かして、一緒に活動しませんか？



一緒に活動しましょう



横浜市民生委員
児童委員協議会
会長 宮田 光明

地域の身近な相談相手として、「民生委員・児童委員」は必要な支援を行っています。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために活動を続ける「民生委員・児童委員」について知ってください。

私たちは日ごろ自治会・町内会、地域ケアプラザや社会福祉協議会などと一緒に活動していますが、研修やサポートなどさらに活動しやすい環境づくりを進めています。「仕事のため平日の活動は難しい」「子育てや介護に忙しい」方も、ぜひ一緒に第一歩を踏み出してみましよう。

活動の様子



見守り活動



地域ケアプラザでの相談支援



地域の親子の居場所「子育てサロン」



様々な研修を実施

※お住まいの地域の民生委員・児童委員については、各区役所福祉保健課にお問い合わせください。

各区民生委員児童委員協議会事務局（区役所福祉保健課）

鶴見区	☎510-1791	保土ケ谷区	☎334-6311	青葉区	☎978-2433
神奈川区	☎411-7132	旭区	☎954-6101	都筑区	☎948-2341
西区	☎320-8436	磯子区	☎750-2411	戸塚区	☎866-8418
中区	☎224-8151	金沢区	☎788-7820	栄区	☎894-6963
南区	☎341-1181	港北区	☎540-2339	泉区	☎800-2401
港南区	☎847-8432	緑区	☎930-2328	瀬谷区	☎367-5710

横浜市民生委員児童委員協議会事務局
横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター内
TEL 045-201-8618
FAX 045-201-1620

横浜市健康福祉局地域支援課
横浜市中区本町6-50-10
TEL 045-671-4046
FAX 045-664-3622

発行 令和4年2月

働きながら、活動している3名の方にお話を聞きました。

※ 任期は令和4年2月時点



白石 喜明さん（磯子区 会社員）
1期目（3年目）

週5日フルタイム勤務、土日休み

民生委員 児童委員

Q 民生委員になったきっかけは？

A 顔見知りの自治会長から声をかけられたのがきっかけです。平日の日中も活動ができる自治会長から「何かあればフォローする」と話があり、地域のバックアップがあれば活動ができると思い承諾しました。

Q どのような活動をしていますか？

A 月初めの休日に2時間程度かけて、地域を回っています。見守り対象者の自宅を一軒一軒訪ね、玄関先で少し話しています。



地域のイベントで地域の方々と交流

コロナ禍においては、直接会えないので、ネットで見つけたトピック（例えば、特殊詐欺への注意など）に自分の顔写真や連絡先、コメントを添えたチラシを自作し、ポストに投函しています。チラシは、平日夜や仕事の合間に作成しています。

地区の方々には、平日は働いていて、活動が難しいことは理解していただいています。

Q 地域活動をする事への不安は？

A 既に消防団に参加しており、地域に仲間がいるので地域活動に対する不安はありませんでした。また、現在の地域に今後も住み続けたいので、何か貢献できないかと思っています。



相馬 奈美子さん（瀬谷区 学校事務）
1期目（3年目）

週5日フルタイム勤務、土日休み
(ただし、隔週で土曜日の午前中勤務あり)

Q 民生委員になったきっかけは？

A 最初の地域活動は、輪番制の自治会活動で、その後、自治会の役員を務めていました。地区の民生委員が退任することになり、声がかかりました。その時はまだ、民生委員の活動については詳しく知りませんでしたが、地域に恩返しができたらと思い引き受けました。

Q どのような活動をしていますか？

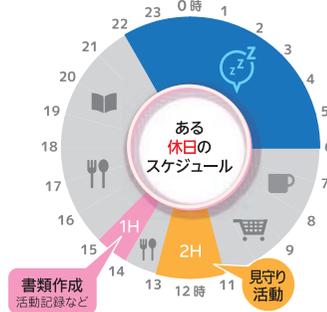
A 月1回、地区で民生委員の定例会があります。平日に行われるため、なるべく仕事を調整して、参加するようにしています。

見守り活動は、休日に月1・2回、2時間程度、受け持つ地域の世帯を訪問し、自宅に戻ってきてから、その記録をしています（自分のためのちょっとしたメモです）。

また、研修会等があり、日程が合えば参加するようにしています。

Q 他の民生委員と連絡を取り合うことはありますか？

A 地区の民生委員間でグループラインがあり、定例会がない時でも、悩み事などお互いに相談しています。自分が知らない情報などを教えていただくこともあり、活動する上でとても助かっています。



主任 児童委員



蒲谷 昌子さん（保土ヶ谷区 美容師）
2期目（4年目）

週5日フルタイム勤務、月土休み

Q 主任児童委員になったきっかけは？

A 子ども会の会長をしていた際に、自治会長から声をかけられたのがきっかけです。主任児童委員について説明を受ける中で、仕事をしていても大丈夫だと伺い、引き受けることにしました。

Q ご家族の反応は？

A 夫は地域で何かやりたいという気持ちがあり消防団に入っているため、地域活動に対して理解があります。子どもも子ども会に小さい時から参加していたので、違和感がないようです。

Q どのような活動をしていますか？

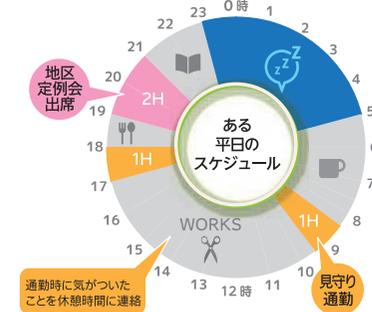
A 月1回、地区で民生委員の定例会があります。地域の会議は、自治会・町内会役員の方からも情報を得ることができる貴重な機会です。

主に平日に活動しており、出勤・帰宅途中に子どもの様子を見て気づいたことを小学校や中学校等に連絡するようにしています。連絡は、仕事が休みの平日や仕事の合間、帰宅後などに行っています。また、休日に地域の方から子育てなどの相談をメール等で受けることもあります。



区役所で打合せ

その他にも、週1回朝の通学時間帯に、小学生の登校見守り活動に参加しています。



その他の民生委員・児童委員の方によかったことを聞いてみました。

近所を歩いている時挨拶をされたり、相談いただいた方からお礼を言われた時はうれしいし、やりがいを感じます。

活動を通じて、地域の方々つながりをもつことができます。また、新たな出会いもあり人脈が広がります。

地域の子どもの成長していく姿が、頼もしくも喜ばしくもあります。

研修は個人では行けない施設の見学や普段聞くことができない話があり、自己啓発につながります。また、家族が同じような悩みで困った際に、知識があり助かります。

活動は、自分のペースで。新しい発見もあるかもしれません。明るく、楽しく活動しましょう！



横浜市民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジー」

あなたのまちの **民生委員・児童委員**
小さな気づき 寄り添う心 頼れる地域の「つなぎ役」

初めまして！
よこはまミンジーです。



*** ご連絡先 ***

区役所「民生委員・児童委員」
担当係までお問合せください。

横浜市版 民生委員・児童委員キャラクター

よこはまミンジー

横浜市内に約 4,500 名が身近な相談相手・見守り役として活動しています。

赤ちゃんから高齢者までお困りごとのご相談を
適切な機関・団体におつなぎします。
ご自身のことやご近所で心配な方のことでも
構いません。

私たちには、守秘義務があります。
安心して、ご相談ください。

横浜市民生委員児童委員協議会

